

東近江市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定 について

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則（平成17年東近江市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和7年2月18日

東近江市議会議長

西 崎 彰 様

提出者

東近江市議会

議会運営委員会委員長 大 橋 保 治

会議案第 1 号

東近江市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定 について

東近江市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 26 日 提出

東近江市議会

議会運営委員会委員長 大 橋 保 治

東近江市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

東近江市議会個人情報保護条例（令和 4 年東近江市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 29 条」を削り、同項の表第 38 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削る。

第 47 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 48 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。